中小企業信用保険法第2条第5項第5号(業種)の(イ)

小山市

1. 認定基準

最近3ヶ月間の売上高又は販売数量が、前年同期の売上高又は販売数量に比して5%以上減少していること。最大で申請月の6ヶ月前まで遡り期間を設定することが可能です

- ※これは、より直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることにご注意く ださい
- ※試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、 恣意的に遡って期間を設定することはできません

なお、指定業種については、中小企業庁ホームページの5号対象業種をご参照ください ※日本標準産業分類の詳細については、総務省のホームページをご確認ください

2. 提出書類

下記の書類を**各1部**ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)

- ●委任状(金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合)
- ●認定申請書および計算書(様式第5-1-⑦~⑨は計算書不要)
 - ①1 つの指定業種に属する事業を行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する →様式第 5-1-①、④、⑦
 - ②兼業者であって、主たる業種が指定業種に該当する →様式第5-1-②、⑤、⑧
 - ③兼業者であって、1以上の指定業種に属する事業を行っている →様式第5-イ-③、⑥、⑨
- ●認定申請書に記載した売上高等を証明する資料の写し

(例:月次損益計算書、売上台帳など)

- ※申請者が複数の事業を兼業している場合、申請者全体の売上高と指定業種に属する事業のみの売上高の両方がわかる資料の写し
- ●許認可証の写し(許認可を必要とする業種に限る)

3. 認定申請書記載上の留意点

・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください

【押印省略について】令和4年4月1日より

・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができることとします なお、代理申請の場合に必要となる委任状については、従来どおり押印が必要となります (法人の場合)住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している (個人の場合)住所、氏名を明記している

- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係(Tel 0285-22-9275)